



佐賀県教育センター ワンポイント出前セミナー

人権が尊重される環境づくり ー見直そう！職員研修ー

- 6月20日(月) 小城市生涯学習センター(ドウイング三日月)
- 6月21日(火) みやき町こすもす館
- 6月23日(木) 伊万里市民センター
- 6月24日(金) 鹿島市生涯学習センター(エイブル)

【参考】 人権尊重の視点に立った学校づくり

生徒指導

人権が尊重される学習活動づくり

一人一人が大切にされる授業
互いのよさや可能性を発揮できる取組

★ 人権尊重の
視点に立った
学校づくり

教科等指導

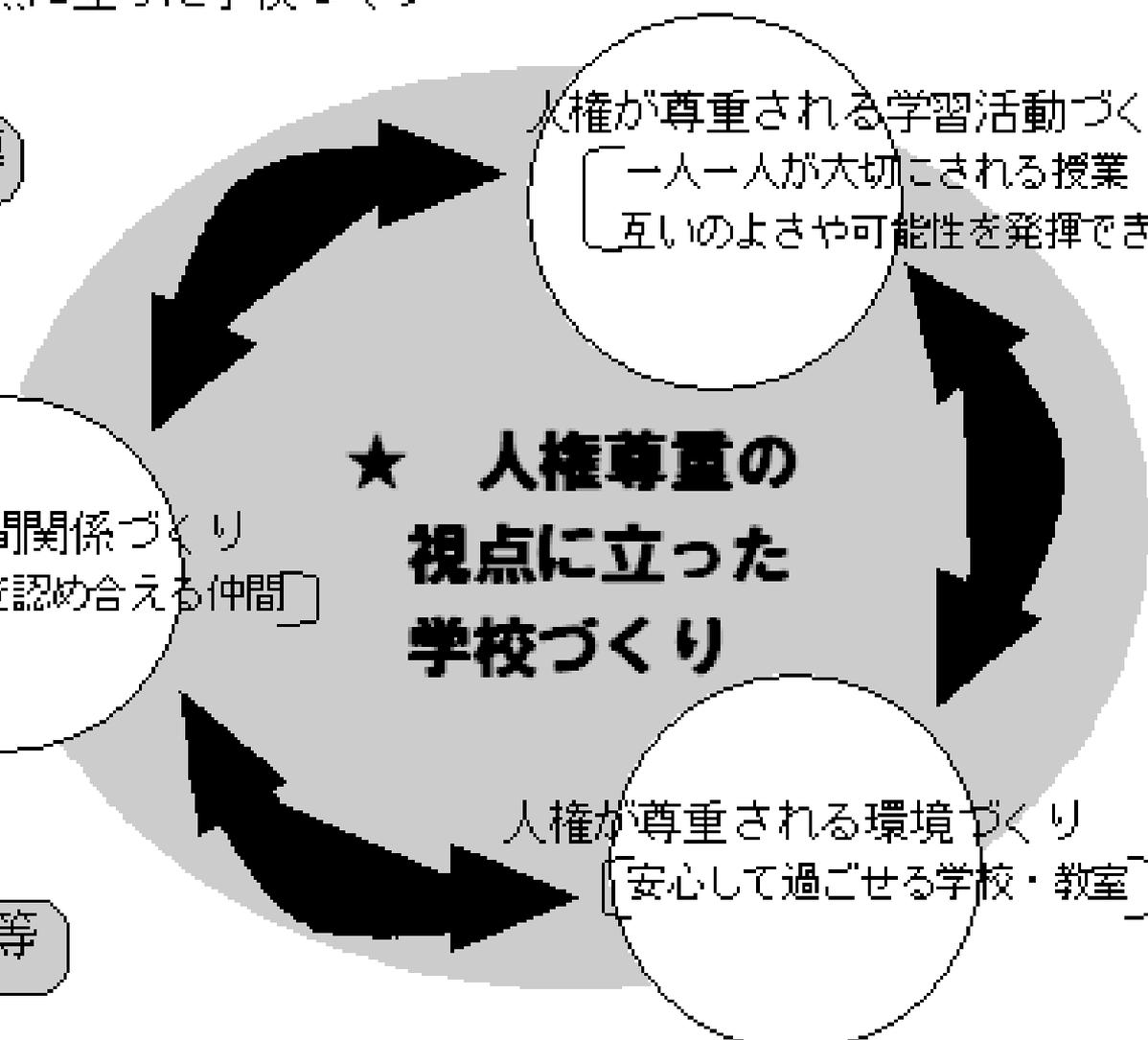
人権が尊重される人間関係づくり

互いのよさや可能性を認め合える仲間

人権が尊重される環境づくり

安心して過ごせる学校・教室

学級経営等



- 1 何のために、職員研修を行うのか？
- 2 どうして、
年間指導計画の工夫・改善が必要なのか？
- 3 どのような研修内容にしたらいいいのか？
- 4 どのような形態で実施すれば、
より効果的な職員研修となるのか？

1 何のために、職員研修を行うのか？

「学び続ける者のみ、人を教える資格がある」

この言葉は、教育に携わる教員は、絶えず研修を積み、自己研鑽に努めなければならないことを意味しています。

(1) 使命的側面

学校教育にかかわる個々の教員が研修に励み、教員としての資質・能力を向上させる必要があります。研修を通して自らの資質・能力を高めながら、日々の教育活動に取り組むことが私たち教員の使命なのではないでしょうか。

(2) 社会的側面

社会の変化に伴い、近年、学校教育が果たすべき役割は大きくなっています。様々な内容が学校教育に求められるようになると同時に様々な課題に、適切に対応できる幅広い知識や技能が教員に求められています。

(3) 義務的側面

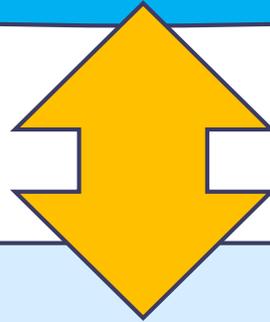
教員が研修に努めることは、法的に示された義務でもあります。平成18年に教育基本法が改正され、「法律に定める学校の教員は自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない」(第9条)という条文が加えられました。また、教育公務員特例法でも、「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」(第21条)と定められています。このように、教員にとって研修とは、法的にも示された義務であり、研修を通して教員として求められている資質・能力の向上に努めなければならないのです。

研修で学んだことを児童生徒にどう還元していくか。
これまでの実践を振り返り、どう改善して今後進め
ていけばよいか。

私たち教職員が忘れてはならないのは、
人権・同和教育に係る研修のみならず、
すべての研修は、目の前の児童生徒のために行っ
ているのだということです。

2 どうして、 年間指導計画の工夫・改善が必要なのか？

児童生徒の実態に即した**年間
指導計画**になっていますか？



年間研修計画

学校の状況（教職員の人権に関する知識、感覚）、
生徒の実態を考慮して作成されているか

3 どのような研修内容にしたらいいのか？

- 学校の課題（生徒・教職員）は何ですか？
- 全教職員で共通理解しておかなければならないことは何ですか？
- 担当者の研修会で学んだことを全教職員に伝えていきますか？

これまでも計画して行ってきた

- 研修に対する評価を行ってききましたか？
- その評価は、次年度の計画にいかされてきたでしょうか？
- 教職員間において、人権・同和教育に関する共通理解ができているでしょうか？

こんな研修していますか？

(1) 生徒理解や教職員の人権感覚に関すること

- 各学年・学級における生徒の現状と課題の交流
- 配慮を要する生徒の理解のための情報交換
- 年間指導計画等の共通理解
- 集団の実態把握と分析
- 具体的実践例に基づく集団づくりの方針立て
- 集団づくりの課題整理と取組の構築
- 継続した集団分析（生徒理解）の交流 等

(2) 指導に関すること

- 学習教材の理解、授業研究等による効果的な教授方法の開発
- 人権学習の効果を高めていくための研究・研修
- 人権問題に関する基本的な知識と感覚、意識・態度等を養う研修 等

(3) 家庭・地域との相互理解に関すること

- 学校・学年だよりによる身近な人権問題や教育上の諸問題についての情報提供
- 人権学習に係る授業公開
- 参観後の評価アンケートの実施
- 人権をテーマにした講演会の実施
- 参加体験型ワークショップの実施

教職員の研修プログラム例

研修内容	方法等
<p>年間指導計画の共通理解</p> <p>基礎的・基本的な事項についての共通理解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権・同和教育推進委員会で原案を作成し、全教職員で検討する。 ・ 全体研修等を通して、人権・同和教育の歴史や意義を学ぶ。
<p><生徒理解のための研修></p> <p>生徒の現状と課題の共通理解</p> <p>気になる子への支援</p> <p>集団づくりのための取組</p> <p>校種間連携の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各学年、学級の現状と課題を交流し、教職員間の連携を図る。 ・ 現状と対応について全教職員の共通理解を図る(適宜実施)。 ・ 具体的な実践例を相互に報告し合い、成果と課題について協議を行う。 ・ 中、高の担当者または担任に情報交換を行い、連携を図る。

研修内容	方法等
<p data-bbox="54 189 523 239"><指導に関する研修></p> <p data-bbox="104 247 819 297">生徒の主体性を尊重した指導方法</p> <p data-bbox="104 418 935 525">人権・同和教育に視点をあてた授業や集会の検討</p> <p data-bbox="104 589 894 639">人権・同和教育に関する研修会の報告</p> <p data-bbox="104 761 542 811">個別課題研修報告会</p>	<ul data-bbox="1029 247 1889 868" style="list-style-type: none"> ・ 講義型授業のみならず、参加体験型の授業等の検討を行い実践に生かす。 ・ 学年や教科等で、授業や集会等の内容に関して検討を行う。 ・ 教職員が参加した研修会の報告を行い、学びを共有する。 ・ 教師一人一人が計画的に実践したことに関して報告し、相互で学び合う。
<p data-bbox="54 953 948 1003"><家庭・地域との相互理解に関する研修></p> <p data-bbox="104 1011 900 1118">人権学習に係る授業の公開と評価アンケートの実施</p> <p data-bbox="104 1182 807 1232">人権をテーマとした講演会の開催</p>	<ul data-bbox="1029 1011 1889 1289" style="list-style-type: none"> ・ 授業を公開し、評価アンケートを行い、家庭との相互理解を図る。 ・ 家庭や地域にも講演会への参加を呼びかけ、相互に研修する場を設ける。

4 どのような方法で実施すれば、より効果的な職員研修となるのか？

○全体研修

- ・ 学校全体の共通理解を図る際に有効
→意見が出しにくい、受け身の研修になりがち

○グループ別課題研修

- ・ 学年、分掌、教科等でグループ編成
- ・ 全体研修との関連を踏まえて実施
- ・ 校内の連携を図る際に有効

○個別課題研修

- ・ 一人一人が課題を設定し、計画的に行う研修
- ・ 自分の取組をまとめ、相互に学び合う場を設定
- ・ 教職員の人権意識と確かな人権感覚を身につけていく上でも重要な研修方法

参加する教職員にとって、より主体的な研修となるように

座学による研修方法だけでなく、参加体験型の手法（ワークショップ、ロールプレイング、フィールドワーク等）などを取り入れる工夫を。

児童生徒の実態と学校の置かれている状況を考慮した、より効果的かつ適切な研修方法を取り入れた研修プログラムを作成し、実施していきましょう

參考資料

学校における 人権教育の推進体制に関するチェックポイント

学校教育目標に、人権教育の推進に関する事項が示されている。

校長等管理職が人権教育の推進に指導力を発揮している。

人権教育の推進のための校内組織を整え、人権教育の目標を具体化するための計画的な運営を行っている。

人権教育の全体計画及び年間指導計画が作成されている。

すべての教職員が、人権教育の全体計画及び年間指導計画の見直し・策定に、いずれかの形で参加する体制がとられている。

人権教育の推進に関し、学校と家庭・地域、関係諸機関との連携・協議の場を設けている。

人権課題に対する理解を深めるための教職員研修が計画的に実施されている。

人権教育に関する理解と指導方法の改善のための教職員研修を行っている。

教職員の間での実践の交流・評価が行われている。

学習活動づくり、人間関係づくり、環境づくりに関する評価項目を設定し、実践の評価が次年度の取り組み生かされている。

人権教育の取り組みの評価にあたり、保護者や学校評議員等、学校外の人々の意見・評価を反映している。

教育の中立性が保たれている。

人権教育の充実をめざした教育課程の編成

全教科・領域において人権教育の内容を具体的に位置づけ、どう取り組むか

人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]～指導等の在り方編～
p. 11

人権尊重の視点からの学校づくりと学力向上

「学校・学級の中で、一人一人の存在や思いが大切にされる環境の成立」が「学習指導上の効果」をもたらす。

人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]～指導等の在り方編～
p. 15

学校としての人権教育の目標設定

「『人権が尊重される社会の実現』という
未来志向的、建設的な目標となるよう」

→人権教育の目標は、子どもの人権確立の
みならず、社会における差別・人権問題の
解決をめざすこと

人権教育の全体計画・年間指導計画の策定

計画策定には「身近な人権問題を扱った学習...体験活動、様々な人たちとの交流活動等を取り入れ、...**児童生徒が自らの課題に気づき、人権問題に直面した時に『おかしい』と直感したり、相手の心の痛みを自分の痛みとして感じたりすることができるように...教育活動を工夫**」することが大切

人権教育の全体計画・年間指導計画の策定

管理職及び担当者による策定・見直しの方針の提示

- ・ **具体的な目標・実践的課題の設定**
- ・ **各学年ごとの年間指導計画案の作成**
- ・ **担当者によるとりまとめ**
- ・ **職員会議への提示による全教職員の共通理解**

人権教育の全体計画の作成

- ・ 学校・地域の特色を活かした取組
- ・ 様々な人との交流活動、ボランティア活動をはじめとした体験活動等の在り方等を示すことが考えられる。

当該学校における教育目標全体の中での位置付け等を明確にすることが必要

指導内容の構成

「知識的・価値態度的・技能的側面を系統的な指導内容として、**総合的に位置づけること**」

**すべての教科・領域における
教育内容の創造と連携**

「単なる知識伝達に止まらず...**主体的学習を可能にする教授法を活用する努力**」

指導方法の在り方

人権についての知識の一方的な教え込みや
個々に学習させるだけでは不十分

「児童生徒ができるだけ主体的に、協力的
な方法で学習に取り組める工夫」

- ・ 「協力」「参加」「体験」を中核とした
学習形態を重視
- ・ 「体験的な活動を取り入れ、実施するだけで、人権教育
の目標が達成できるわけではない。自らの行動を変容させ
うる要因や、内面における人権課題への自覚への深まり
を意識した指導過程は不可欠」

- ①第1段階：「体験すること」
アクティビティ・やってみること
- ②第2段階：「話し合うこと」
生じた事柄に対する反応や観察を共有し、話し合うこと
- ③第3段階：「反省すること」
体験についての洞察を行うためにその過程で認められた「一般的な行動傾向」と「心理力学（ダイナミックス）」について討議すること
- ④第4段階：「一般化すること」
体験の過程で認識された「一般的行動傾向」や体験の中で「学習した事柄」とが「現実の世界」とどのような関係にあるかについて討議すること
- ⑤第5段階：「適用すること」
学んだことを活用し、古い態度を変更すること

「体験的な学習」のねらいは、「体験」を単なる「体験」に終わらせるのではなく、「話し合い」、「反省」、「一般化」、「適用」という具体的な、実践的な段階を丁寧に踏むことによって、体験した事柄を内面化し、自己変容へと結びつけさせることにある。